

大阪府立自然公園条例の一部を改正する条例

（平成十三年大阪府条例第六号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前		
(利用のための規制)		(利用のための規制)		
第一 十二条	(略)	第一 十二条	(略)	
三 二・二	野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。	三 二・二	野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。	
2	知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第一号又は第三号に掲げる行為をしてゐる者があるときは、その職員に、当該行為をやめるべきことを指示させることができる。	2	知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第一号に掲げる行為をしてゐる者があるときは、その職員に、当該行為をやめるべきことを指示させることができる。	
3 (略)		3 (略)		
二 二・一	第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 二 二・二	第二十九条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	二 二・一	第二十九条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
二 二・二	第二十九条第三項の規定に違反した者	二 二・二	第二十九条第三項の規定に違反した者	

第三十条 第六条第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいづれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第六条第三項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第三十二条 (略)
一十五 (略)
六 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第十一条第二項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号又は第三号に掲げる行為をした者
七 (略)

第三十二条 (略)
一十五 (略)
六 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第十一条第二項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
七 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。